

東村山市障害者自立支援協議会の傍聴に関する定め
の一部改正について

「東村山市障害者自立支援協議会の傍聴に関する定め」は、平成26年8月8日開催の平成26年度第1回東村山市障害者自立支援協議会（拡大）定例会において、決定されたところですが、以下の理由により、第2の2項の条文を改めること、第4の第1項に新たに第6号を追加する改正を平成28年11月17日から、次のように行いたい。

（改正理由）

1. 第2 第2項の条文改正

「傍聴に関する定め」は、市議会等の傍聴方法を参考にして策定しましたが、市議会では、傍聴受付簿への氏名・住所の記入を不要としたため。

2. 第4 第1項第5号の次に第6号を追加

傍聴により知り得た発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で広く公にすると、外部からの圧力等により委員の率直な意見交換に支障が生じるおそれがあるため。

以上の理由により、東村山市障害者自立支援協議会の傍聴に関する定めを改めるものです。

（改正部分）

	新	旧
1の条文改正 第2 第2項	2 傍聴希望者は、会場入口の受付において傍聴希望を伝え、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。	2 傍聴希望者は、会場入口の受付において自己の住所・氏名を記入し、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
2の第6号追加 第4 第1項第6号	(6) 傍聴により知り得た発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で公表してはならない。	(新設)

改正後全文

東村山市障害者自立支援協議会の傍聴に関する定め

(平成26年8月8日決定)

(平成28年11月 日改正)

第1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針第5第4項の規定に基づき、東村山市障害者自立支援協議会定例会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 傍聴者の決定等

- 1 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、10人を超える傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 傍聴希望者は、会場入口の受付において傍聴希望を伝え、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 3 傍聴希望者数が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。

第3 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。

- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場で食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 傍聴により知り得た発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で公表してはならない。

第5 秩序の維持

- 1 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この定めは、平成26年8月8日の会議において決定し、同日から施行する。

附 則

この定めは、平成28年11月17日の会議において決定し、同日から施行する。